

おかげさまで 開業16周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2023年11月号

11月に入って、季節外れの暑さになりましたが、運動には適した気候になっていますので、猛暑で控えていた散歩やサイクリングを再開してしっかりと運動してしたいですね。一方で、気候の変化は農業や漁業に影響が出てきているようで、今後は食の秋の風物詩も変わりつつあるのでしょうか。

今年はインフルエンザの流行がすでに始まっており、年末年始がピークとなるようです。日頃の新型コロナの感染症対策に加えて、インフルエンザワクチンでも予防したいところですね。

2023年も残り2ヶ月をきったところで、気を緩めず、感染症対策をしつつ、年末年始に向かいましょう。

11月のトピックス

- ・ 技能実習制度や特定技能制度の在り方について
- ・ フリーランスの安衛法による保護について
- ・ 労基法改正を求める報告書について

技能実習制度や特定技能制度の在り方について

政府の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書案の骨格が明らかになりました。在留期間3年の新制度（名称候補は「育成技能」）創設を柱としていて、新制度から特定技能への移行には日本語と技能の試験を必須とすることや、就労1年超で一定の日本語能力と技能があれば転籍を認める制限緩和の内容などが盛り込まれています。

フリーランスの安衛法による保護について

厚生労働省の有識者会議は、労働安全衛生法の保護対象に、フリーランスら個人事業主を追加するよう求める報告書を取りまとめました。個人事業主が業務中の事故での死亡や4日以上休業する程度の負傷をした場合の発注元企業による労基署への報告義務を提言されています。違反による罰則はないが是正勧告などの対象になる見通しです。また、事故防止措置の対象に個人事業主の追加等を求めました。

労基法改正を求める報告書について

労働環境の変化による働き方の多様化に対応するため、「新しい時代の働き方に関する研究会」は労基法の改正を求める報告書をまとめました。労基法の対象となる「労働者」の定義や、就業規則など労働条件を「事業場」ごとに決める原則、労働者の「過半数代表者」の枠組みの見直しなどを求めています。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545